個人事業主や会社役員のみなさんを応援する退職金制度！！

小規模企業共済

経営者にも退職金を！！

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図る為の資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

- **国がつくった共済制度だから安心・確実です。**
- **節税面で大きなメリットがあります。**

▶ 掛金は**全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。（1年以内の前納掛金も同様です。）

所得税の確定申告書（記載例）

掛金年額48万円（4万×12）

掛金全額所得控除！！

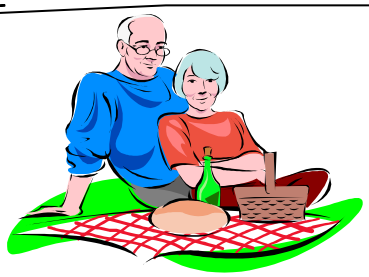

掛金

掛金月額は1，000円～70，000円までの範囲内（500円単位）で自由に選べます。
掛金は増額・減額ができます。（減額には一定の要件が必要です。）
掛金は加入された方ご自身の預金口座から振替となります。

共済金の受取り方が選べます。

共済金の受取方法は一括、分割（10年、15年）または一括と分割の併用のいずれかを選択できます。
共済金は**退職所得扱い**（一括受取り）または**公的年金の雑所得扱い**（分割受取り）

加入できる方

常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主及び会社の役員
事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員
常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

■ 詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。TEL044-862-8685